

「国民健康保険税の限度額」が改定になります

町住民課国保医療係 ☎ 56-80006

国民健康保険事業は一般会計の他に特別会計を設けて運営しています。高齢者の増加や医療技術の高度化などにより、医療費や他制度（後期高齢者医療支援金、介護保険納付金など）への負担が増加し、支出が増えています。

一方で、無職・所得の少ない方が多くなり、国民健康保険税（以下・国保税）の増加も期待できない状況です。

こうした経緯から、運営は大変厳しい状況にあり、平成19年度から赤字が続き、平成22年度末では、不足額が約1億7千万円と高額になっております。

不足分をすべて国保税で賄うには、大幅な引き上げとなり、加入者にとって急激な負担増となります。

このため、「俱知安町国民健康保険事業財政健全化計画」を策定し、一般会計の財政支援を受け、引き上げ率を抑えておりますが、これも限度がありますので、今回、国の賦課限度額に引き上げをするものです。

賦課限度額の改定は、一定所得のある世帯に応分の負担をいただき、中間所得層・所得の少ない層には負担の軽減となり被保険者間の均等を図るものです。

Q 今回の賦課限度額に達するには、所得がどの程度あると該当されますか？

A 家族人数によって違いますが、夫婦と子ども2人の4人家族で、父親だけの収入の場合は、給与収入が900万円以上、所得では690万円以上の方が医療分・

後期分・介護分を合わせて限度額の年間76万円になります。

Q 年間300万円の年金収入で夫婦のみの場合、国保税は上がるのですか？

A 今回は、税率の改定はありませんので、昨年と同額になります。

Q 夫婦と子ども1人の3人家族で父親は年間250万円、母親は150万円の収入がありますが、国保税は上がるのですか？

A 今回は、税率の改定はありませんので、以前と収入が変わらなければ昨年と同額になります。

※国民健康保険は、他の医療保険に加入されていないすべての方を加入者としています。「誰もが医療保険に加入し、安心して医療を受けられる」国保制度の最後の砦といわれる医療保険で、将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険として維持しなければならない制度です。

■表 賦課限度額の改定内容

年度	賦課限度額		
	平成24年度	平成23年度	増加金額
医療分	51万円	50万円	1万円
後期分	14万円	13万円	1万円
介護分	11万円	10万円	1万円
合計	76万円	73万円	3万円

医療、防災担当を新設

4月からの町組織機構

俱知安町は4月1日付の人事異動で、新たな職員配置を行いました。

北海道から派遣を受け、民生部内に医療担当部長を新設。医師・医療従事者の確保など地域医療を守るための取り組みを強化します。

また、羊蹄山ろく消防組合からの派遣により、総務部総務課内に防災担当課長を新たに置き、北電・泊原子力発電所に関わる防災対策を推進します。

職員配置図は今月の広報紙に折り込んでいます。

みんなで
学ぼう・守ろう
こみの
出しかた 分けかた



『春のクリーン作戦』実施中！

少しずつ春の訪れを感じるようになりました。今年も「春のクリーン作戦」と題しまして、町内会や振興会が中心となり、ご自宅の周辺の清掃活動を実施しています。毎年多くの皆さまのご参加の甲斐あり、雪解けと共に町中がきれいになります。お住まいの地域でお声かけがありましたら、ご協力ご参加よろしくお願い致します。

また、会社や学校、各種団体で実施される場合に付きましては、役場環境対策課までご連絡ください。

今年もみんなで力を合わせて町をきれいにしましょう！ご協力よろしくお願い致します。

■町環境対策課 ☎ 56-8008

